

第百九十三号議案

東京都事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都事務手数料条例の一部を改正する条例

東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条中「（以下「事務手数料」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

前項のほか、法第二百二十七条の規定に基づき手数料を徴収する事務を処理するため、郵送料その他の費用（以下「郵送料等」という。）が生じた場合には、これを徴収する。

第三条第一項中「事務手数料」を「前条第一項各号に掲げる事項について徴収する手数料」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前条第二項の規定により徴収する郵送料等の額は、実費に相当する額とする。

第五条中「事務手数料」を「手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続のオンライン化を促進するため、郵送料等に係る手数料の規定を設ける必要がある。